

特定事業等について

(「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」抜粋)

■特定事業

(法第2条第1項第25号)

公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業をいう。

特定事業の種類	定義	特定事業の実施
公共交通特定事業	<p>(法第2条第1項第26号) 次に掲げる事業をいう。</p> <p>イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業</p> <p>ロ イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業</p> <p>ハ 特定車両(軌道経営者、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。)を床面の低いものとする事その他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業</p>	<p>(法第28条) 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して公共交通特定事業を実施するための計画(以下「公共交通特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該公共交通特定事業を実施するものとする。</p> <p>2 公共交通特定事業計画においては、実施しようとする公共交通特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。 <u>一 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設又は特定車両</u> <u>二 公共交通特定事業の内容</u> <u>三 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法</u> <u>四 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項</u></p> <p>3 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、公共交通特定事業計画の変更について準用する。</p>
道路特定事業	<p>(法第2条第1項第27号) 次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業(これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。)をいう。</p> <p>イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業</p> <p>ロ 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業</p>	<p>(法第31条) 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画(以下「道路特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。</p> <p>2 道路特定事業計画においては、基本構想において定められた道路特定事業について定めるほか、当該重点整備地区内の道路において実施するその他の道路特定事業について定めることができる。</p> <p>3 道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。 <u>一 道路特定事業を実施する道路の区間</u> <u>二 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間</u> <u>三 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項</u></p> <p>4 道路管理者は、道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 道路管理者は、道路特定事業計画において、道路法第20条第1項に規定する他の工作物について実施し、又は同法第23条第1項の規定に基づき実施する道路特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該道路特定事業の費用の負担を当該工作物又は施設の管理者に求めるときは、当該道路特定事業計画に当該道路特定事業の実施に要する費用の概算及び道路管理者と当該工作物又は施設の管理者との分担割合を定めるものとする。</p> <p>6 道路管理者は、道路特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会並びに前項に規定する工作物又は施設の管理者に送付しなければならない。</p> <p>7 前3項の規定は、道路特定事業計画の変更について準用する。</p>

特定事業の種類	定義	特定事業の実施
交通安全 特定事業	<p>(法第2条第1項第31号) 次に掲げる事業をいう。</p> <p>イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法(昭和35年法律第105号)第9条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示(第36条第2項において「信号機等」という。)の同法第4条第1項の規定による設置に関する事業</p> <p>ロ 違法駐車行為(道路交通法第51条の4第1項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。)に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業</p>	<p>(法第36条) 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、<u>関係する公安委員会は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画(以下「交通安全特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。</u></p> <p>2 前項の交通安全特定事業(第2条第31号イに掲げる事業に限る。)は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定める基準に適合するよう実施されなければならない。</p> <p>3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。 <u>一 交通安全特定事業を実施する道路の区間</u> <u>二 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間</u> <u>三 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項</u></p> <p>4 <u>公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かななければならない。</u></p> <p>5 <u>公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。</u></p> <p>6 前2項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。</p>
教育啓発 特定事業	<p>(法第2条第1項第32号) 市町村又は施設設置管理者(第36条の2において「市町村等」という。)が実施する次に掲げる事業をいう。</p> <p>イ 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業</p> <p>ロ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業(イに掲げる事業を除く。)</p>	<p>(法第36条の2) 第25条第5項の規定により基本構想が作成されたときは、<u>関係する市町村等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して教育啓発特定事業を実施するための計画(以下この条において「教育啓発特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該教育啓発特定事業を実施するものとする。</u></p> <p>2 教育啓発特定事業計画においては、実施しようとする教育啓発特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。 <u>一 教育啓発特定事業の内容及び実施予定期間</u> <u>二 その他教育啓発特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項</u></p> <p>3 <u>市町村等は、教育啓発特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者(第2条第三十二号イに掲げる事業について定めようとする場合にあっては、関係する市町村、施設設置管理者及び学校)の意見を聴かななければならない。</u></p> <p>4 <u>市町村等は、教育啓発特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者(第2条第三十二号イに掲げる事業について定めた場合にあっては、関係する市町村、施設設置管理者及び学校)に送付しなければならない。</u></p> <p>5 前二項の規定は、教育啓発特定事業計画の変更について準用する。</p>
その他	—	<p>(法第37条) 国及び地方公共団体は、基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の管理者(国又は地方公共団体を除く。)は、当該基本構想の達成に資するよう、その管理する施設について移動等円滑化のための事業の実施に努めなければならない。</p>